

令和6年 第10回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和6年10月29日（火） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場3階第2会議室
- 3 出席委員 中村教育長職務代理者、荒木委員、金子委員、金澤委員
- 4 事務局出席者 井手次長、貞松指導主事、上野補佐、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 荒木 みちる 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和6年 第9回定例教育委員会（9/25）
- 7 教育長報告
- 8 専決報告 報告第4号 佐々町教育委員会公印規程の制定について
- 9 案 件 議案第31号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金施行規則の制定について
議案第37号 佐々町自己点検・評価報告書について
議案第38号 佐々町教育支援委員会委員の委嘱について
- 10 報告事項
 - (1) 令和5年度決算に係る主要な施策の成果説明について
 - (2) 学校訪問について
 - (3) 長崎県市町村教育委員会研究大会について
 - (4) 佐世保市中学校体育大会（駅伝）の結果について
 - (5) 部活動地域移行について
 - (6) 名義後援について
 - (7) 準要保護の認定について
 - (8) 行事関係報告について
 - (9) その他

〈審議の経過（要約）〉

教育長職務 代理者	ただ今から、令和6年第10回定例教育委員会を開催します。
教育長職務 代理者	5 会議録署名委員の指名 本日の会議録署名委員を指名します。荒木 みちる 委員をお願いします。
教育長職務 代理者	6 前回の会議録の承認 前回の「令和6年第9回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
鮎川係長	(資料により説明)
教育長職務 代理者	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等はございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長職務 代理者	ないようですので承認することといたします。 7 教育長報告事項 (1)町内校長会等連絡事項 【指導事項】 ○いじめ防止対策推進法 北海道の事案に対しての記事ですが、いじめに対する認識が顕在化して受け止めが足らなかったのではないかと、「かけ声倒れ」になっていないかとの内容でして、いじめの捉え方について、もう一度各学校認識を新たにしよう話をしました。 各学校でいじめ防止基本方針を立てておりますので、もう一度全職員で再確認するよう指導を行いました。
貞松指導主事	
貞松指導主事	○タブレット端末の保管 全国的にGIGAスクールで1人1台の端末が配付されておりますが、故障が非常に多いということです。その原因として高温管理、特に夏場での管理が問題になっているとのことで、各学校にもう一度点検をするよう指導を行いました。 なお、本町ではこのような事例は起こっていません。ただ、使い方で故障の原因になる事例が上がってきていますので、それも含めて各学校指導をするように話をしました。
貞松指導主事	○部活動地域移行 現在、計画的に移行について取り組みがなされているところですが、これは完璧な形での発足は無理だと思います。教育委員会がなんでも決めるものではなく、地域ぐるみでの移行が必要になってきます。学校・保護者・教育委員会三者で作

貞松指導主事	り上げていくことを再確認して、計画的に行っていくと話しました。 ○6時間授業 そのほか校長会で話題にしましたのが、「小学校6時間授業に問題提起」です。小学校に6時間授業はきついのではないかとの声が少しずつ上がってきており、5時間が適切ではないかとの意見もあるとのこと。 まだまだ検討が必要な項目ではないかと思います。働き方の観点から言っても6時間授業では先生方が事務仕事をする時間がない。これは前々から言われていたことですが、5時間だと働き方が少しずつ変わってくるとの思いもあります。これも授業時数との関連が出てきますので、簡単にはいかないと思います。現場では年度末や学期末には5時間でカットして6時間目を学級事務の時間に充てたり、夏休みを少し早めて時数を確保したうえで日々の日課を工夫して対応しています。
貞松指導主事	【情報共有事項】 ○PTA活動 全国的に問題と言いますか、課題になっていることではないかと思います。 記事によりますと「岡山県PTA連合会 解散」、県レベルの解散は初めてではないかということです。会員減により活動が困難になってきていること、これが問題ではないかと思います。 私が現職の時にはPTAと学校は両輪であったと認識しております。PTAが無くなると学校も非常に困るのではないかと個人的に思っています。できればPTAは無くしてほしくないとの個人的意見ではありますが、なり手がいない、または会員減とのことで、任意団体なので理解が得られない地区もあるようです。 佐々町ではまだPTAは残っておりますが、中身が少しずつ変わってきているのではないかと思います。注視していきたいと思っているところです。
貞松指導主事	○子どもの居場所 「らしくいられる場所 見つけて」ということで、これは不登校傾向の子どもたちの受け皿ということで新聞記事が載っております。フリースクール等も含めて居場所づくりです。前回の定例教育委員会でも報告しましたとおり、本町でも不登校傾向が増加しており、今年度から3つの居場所を作り上げて、居場所づくりに努力しているところです。少しずつ順調に動き始めていまして、不登校の子どもたちの居場所づくりに前向きに取り組んでいます。やはり子どもたち一人ひとりに寄り添う根本的な支援の仕方は、「なずな」のやり方、「ステップルーム」のやり方、「あすなろ」のやり方と三者三様でそれをいかに連携していくかということです。 余談ですが昨日、口石小学校でその連携のあり方について、それぞれの立場でどうやって子どもたちに寄り添っていくか協議をしてきました。
貞松指導主事	○国の来年度予算 教員の働き方改革の一つで、「教員給与上乘せ3倍超」とありますが、4%の「教

	職調整額」を 13%に上げるとの情報がありますが、これも国レベルで言いますと財務省と文科省のせめぎ合いがあっているということで、注視をしていく必要があると思います。
貞松指導主事	○県立高再編 先日、県議会の中で県教育長が回答したことで、「新たな学びを生む魅力ある再編」とのことで、県立高校を再編していくようで、中学校が関係してきますので、情報を注視しておく必要があると思っています。
貞松指導主事	○非認知能力 学力や知能など測定できる「認知能力」に対し、数値化できない「非認知能力」が近年注目されてきているとのことです。非認知能力とは、忍耐力や自制心、好奇心、最後までやり抜く力など色々な力があると思います。こういったものは数値化するのなかなか難しい。それをどこで育てていくのかというところで、「乳幼児期に親子関係が育む愛着」が関係しているのではないかとということです。 これも小学校の低学年の時期に自分に不安があるなど、色々な課題があります。このような考え方も見ながら、子どもたちに寄り添っていく一つの方法として見識を深めていくのもいいのではないかとということで校長会で紹介しました。
教育長職務 代理者	教育長報告について何かご質問ございませんでしょうか。
荒木委員	佐々町では実際にPTAを辞められたりしている会員はいらっしゃいますか。
貞松指導主事	今のところ把握していません。ただ、地区の子ども会に入らない方がいるとの情報は入っています。町内会に入らないので子ども会にも入らないとのことです。 PTAについては入らない保護者は聞いていない状況です。
荒木委員	今年、子ども会の会長をさせてもらっているのですが、やはり子ども会に入らない方が増えていて、難しいと思うことが登校班の問題。子ども会に入っていないなくても登校班に入れるのですが、連絡をとるすべがなくて困ったことがあります。このように困っている子ども会の会長がいると思うのですが声をあげるところがなく、どこか子ども会の問題を共有して改善できるような仕組みがあればいいなと思っています。
井手次長	地域の子ども会ですが、教育委員会の社会教育班が担当しています。 まず年度初めに各町内会の子ども会が県の会員と子ども会活動で怪我した時の保険に加入するのですが、その説明会を行っています。その中で子ども会としてどのような活動をしたらいいのか、なぜ子ども会が必要なのかということの説明しながら町単独の各子ども会に対する補助金がありますので、そのことについても説明しております。

	もう一つ、登校班について地域の子ども会に入っていないので、自分の地域で新入生がいるか分からないということが昔からあっていました。それについては、町内会長の署名が必要になりますが、教育委員会に来ていただければ地域の新入生名簿の閲覧ができるように一定の対策をしているところです。 お尋ねの相談場所ですが、社会教育班にご相談いただければと思います。 余談ですが、1か2地区の子ども会が無くなりました。コロナの影響ということです。
鮎川係長	8 専決報告 報告第4号 佐々町教育委員会公印規程の制定について 今回専決報告の形で報告させていただくものです。 公印規程の1ページですが、第1条から第5条の条文です。第1条が主旨、第2条が公印の名称、第3条が公印の管理、第4条が公印の使用、第5条が公印の告示の内容で構成されております。最後に付則ですが「この規程は公布の日から施行する。」となっております。 次に2ページが公印の一覧、3ページが印影を載せております。
教育長職務 代理者	事務局から説明でしたが、何かご質問ございませんでしょうか。
金子委員	第4条「公印の使用」で押印するときは承認がいることとなっておりますが、どの印鑑でも承認があって決裁をして押すのか、頻繁に押す公印はその都度承認する決まりなのかどうなのでしょう。
井手次長	それぞれの公印に管主者を決めておりまして、公印を押す場合は必ず決裁が必要でして、その決裁を管主者が確認して押印を許可することとなっております。
教育長職務 代理者	ほかご質問ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり。)
上野補佐	9 案 件 議案第31号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金施行規則の制定について 8月の定例教育委員会で対象要件を大学生のみから、短期大学および専修学校専門課程(専門士または高度専門士の称号が付与される課程学科に限る。)に進学する方も拡大することで承認をいただきました。しかし、給付額については継続審議となっております。9月の定例教育委員会で給付額は進学先に関係なく30万円であればいいのではないかとの意見もいただきまして、引き続き継続審議となっていましたので、今回再度確認させていただきたいと思っています。 前回、短期大学・専門学校の入学金および授業料の一覧を見ていただきましたが、大学と比較したところ大差がない実績としてありましたので、事務局としては区別

教育長職務 代理者	することなく給付額を30万円にしまして、第4条「奨学金の額」の条文を「1人当たり30万円とする。」との内容にできないかと考えております。
荒木委員	ただ今説明がありましたとおり進学先に関係なく30万円にするとのことでしょうか。 前回と同様、大学であっても短大や専修学校であっても平等に30万円がいいと思います。 （「なし」の声あり。）
教育長職務 代理者	ただ今、各委員から意見をいただいたところ、30万円ということでしたので、提案のとおり承認したいと思います。 【質疑なし承認】
鮎川係長	議案第37号 佐々町自己点検・評価報告書について 概要ですが、本町では教育基本法第17条第2項に基づき、佐々町が定める教育振興のための施策に関する計画として「佐々町教育振興基本計画」を定めており、第3期は令和4年度から令和8年度までの5年間の計画となっています。この計画では、「ふるさと教育の充実」から「地域文化の振興と創造」まで行動指針を定めています。今回の自己点検・評価ですが、これら基本計画の施策を令和5年度の1年間で実行してどうであったかを点検して次に繋げる内容となっています。 まず、1ページが自己点検・評価総括表が記載されております。評価には「活動指標」と「成果指標」を設定しています。成果指標は新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度実績と比較しています。活動指標は4段階評価で、3.20以上をA、3.19～2.80をB、2.79～2.40をC、2.39以下をDとしています。成果指標は、目標値に対する達成度が80%以上をA、79～70%をB、69～60%をC、59%以下をDとしています。 1ページの総括表は、この「活動指標」と「成果指標」について、A B C Dがどれくらいあったかを記載しています。活動指標についてはAとBの合計の割合が99.5%、成果指標についてはAとBの合計の割合が87.8%となりました。下の表が各項目の指標をまとめたものとなっています。 次ページが自己点検・評価シートで16項目の内容についてどうであったかを評価しています。 3ページ以降が詳細が記載されており、それぞれの活動指標・成果指標となっています。例えば、大項目「ふるさと教育の充実」、中項目「ふるさと教育の推進」ということで、佐々町博士の活用の推進がどうであったかを各小学校で評価しています。右側が成果指標で、「佐々町に愛着を持つ児童生徒の割合がどれくらいいたか」の調査方法と評価を記載しています。 現在、学校や所管施設から取りまとめた状態ですので、一度ゆっくりご一読いた

教育長職務 代理者	だき、意見等ありましたらお願いしたいと思います。 また、今後の流れとしては、この案の状態のものを調製し、外部評価委員に見ていただき、出された意見を付して改めて定例教育委員会で審議を行います。そこで承認をいただいた後、公表する流れとなっています。 事務局から説明でしたが、何かご質問ございませんでしょうか。 （「なし」の声あり。）
鮎川係長	議案第38号 佐々町教育支援委員会委員の委嘱について この委員会委員の委嘱は教育委員会の委嘱となりまして、任期が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。 今回、教職員の人事異動に伴いまして委員の変更がっております。 任期については、人事異動に伴うものなので令和6年4月1日からの委嘱を行いたいと考えています。期間は前任者の残任期間となりますので、令和7年3月31日までです。
貞松指導主事	少し補足いたします。 この委員会は子どもたちの就学に関する会議です。例年12月の中旬に行っているのですが、この委員会で子どもたちの就学先を決定していきます。 就学児、それから在校生の子どもたちを特別支援学級に措置した方がいいとの意見がまとまれば、措置変更を行っていく。必要に応じて、県立特別支援学校が望ましいとなれば、そちらに就学させるというふうに最終的な就学先を決める会議です。その委員が3名入れ替わったということです。
教育長職務 代理者	何かご質問等ございませんでしょうか。 【質疑なし承認】
鮎川係長	10 報告事項 (1) 令和5年度決算に係る主要な施策の成果説明について 令和5年度の成果説明書（教育委員会分抜粋）の概要説明。
貞松指導主事	(2) 学校訪問について 学校訪問の実施日・時間等について説明。
鮎川係長	(3) 長崎県市町村教育委員会研究大会について 研究大会の時間の変更等について説明。
鮎川係長	(4) 佐世保市中学校体育大会（駅伝）の結果について 大会結果を報告。

	開催日：令和6年10月2日（水） 結 果：男子4位、女子10位
鮎川係長	(5)部活動地域移行について 今後の流れについて報告。 (6)名義後援について 申請がなかったため取り下げ。
鮎川係長	(7)準用保護の認定について 新規認定1件を報告。
鮎川係長	(8)行事関係報告について (資料により説明)
	(16時01分 閉会) 上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。 令和6年10月29日 教育長職務代理者 委 員
	中村 尚広 荒木 みちる